

さいたま市規則第 23 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 20 年さいたま市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(環境負荷低減計画の作成等) 第 4 条 [略] 2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の <u>8 月 31 日</u> までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してしなければならない。 3 [略]	(環境負荷低減計画の作成等) 第 4 条 [略] 2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の <u>6 月 30 日</u> までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してしなければならない。 3 [略]

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。